



平成 28 年 3 月 8 日
自動車局 整備課

検査標章（ステッカー）の様式を見やすいように変更します ～検査標章のデザインに関するパブリックコメントを開始～

国土交通省では、無車検運行を防止するため、自動車の検査標章の視認性を向上させる観点から、新しい検査標章のデザインを作成しました。これについて国民の皆様からのご意見を募集します。

国土交通省では、無車検運行を防止するため、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 66 条により、自動車検査証の有効期間の満了する時期を記載した検査標章の貼付を義務づけております。

このたび「検査標章の視認性向上検討会」におけるとりまとめを受け、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）の一部を改正することを検討しています。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

1. 意見募集の概要：別添のとおり
2. 意見募集の期間：平成 28 年 3 月 8 日～平成 28 年 4 月 7 日

※ パブリックコメントの詳細については、電子政府の総合窓口（e-Gov）中、「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄をご参照ください。

※ 「検査標章の視認性向上検討会」のとりまとめ詳細については、国土交通省 HP（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000019.html）をご参照ください。

○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

第 66 条 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

（略）

（連絡先）

自動車局 整備課 塩田、大塚
電話：03-5253-8111（内線 42-427）
03-5253-8589（直通）
FAX：03-5253-1639

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の 一部改正に関する意見の募集について

平成28年3月
国土交通省自動車局

国土交通省では、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）の一部を改正することを検討しています。このため、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下のとおり募集致します。いただいたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案について
（別紙1参照）

2. 意見募集期間

平成28年3月8日（火） ～ 平成28年4月7日（木） （必着）

3. 意見送付方法

氏名・所属（会社名又は所属団体名）・住所及び電話番号を日本語で明記の上、次のいずれかの方法でご意見を送付してください。

この場合、ご提出いただく電子メール、FAX及び郵便物には、必ず「自動車の登録及び検査に関する申請書等を定める省令の一部改正に関する意見」と明記してください。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（1）郵送の場合

国土交通省自動車局整備課パブリックコメント担当あて
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

（2）FAXの場合

国土交通省自動車局整備課パブリックコメント担当あて
FAX番号：03-5253-1639

（3）電子メールの場合

国土交通省自動車局整備課パブリックコメント担当あて
電子メールアドレス：g_TPB_GAB_SEB@mlit.go.jp

（電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式としてください。）

4. 注意事項

- ・いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。
- ・いただいたご意見の内容については、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おきください（匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。）。

5. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 パブリックコメント担当

TEL:03-5253-8111（内線 42-427） FAX:03-5253-1639

(意見提出様式)

国土交通省自動車局整備課 パブリックコメント担当あて

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正に対する意見

氏名	
所属	(会社名又は所属団体名)
	(部署名)
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	